

平成24年第4回定例会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成24年12月25日 開会

平成24年12月27日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成24年第4回鳴沢村議会定例会会議録

平成24年12月25日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 佐藤博水	2番 小林昭一
3番 小林利雄	4番 渡辺久男
5番 渡辺泉	6番 渡邊政司
7番 渡邊明雄	8番 小林茂澄
9番 田中稔	10番 三浦利雄

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫
福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 渡辺安司
振興課長 渡辺伸一 会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

7、会議事件

承認第4号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）を定める専決処分につき承認を求める件

議案第42号鳴沢村暴力団排除条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 4 3 号鳴沢村災害対策本部条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 4 4 号鳴沢村防災会議条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 4 5 号災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 4 6 号青木が原ごみ処理組合規約の変更について

議案第 4 7 号笛吹市の脱退に伴う青木が原ごみ処理組合の財産処分について

議案第 4 8 号平成 2 4 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 4 9 号平成 2 4 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 5 0 号平成 2 4 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 1 号平成 2 4 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

発委第 2 号鳴沢村議会委員会条例の一部を改正する条例を定める件

発委第 3 号鳴沢村議会会議規則の一部を改正する規則を定める件

8、本日の議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 会期の決定

日程第 4 承認第 4 号平成 2 4 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 4 号）を定める専決処分につき承認を求める件

- 日程第 5 議案第 4 2 号鳴沢村暴力団排除条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 6 議案第 4 3 号鳴沢村災害対策本部条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 7 議案第 4 4 号鳴沢村防災会議条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 8 議案第 4 5 号災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 9 議案第 4 6 号青木が原ごみ処理組合規約の変更について
- 日程第 1 0 議案第 4 7 号笛吹市の脱退に伴う青木が原ごみ処理組合の財産処分について
- 日程第 1 1 議案第 4 8 号平成 2 4 年度鳴沢村一般会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 1 2 議案第 4 9 号平成 2 4 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 1 3 議案第 5 0 号平成 2 4 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 1 4 議案第 5 1 号平成 2 4 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)

◎議長あいさつ

議長（三浦利雄君） 平成24年第4回定例会開会に先立ち、ごあいさつ申し上げます。

今年も残り少なくなってきました。議員各位には第4回の定例議会への出席、ご苦労さまでございます。衆議院選挙のあおりを受けまして、限られた日程の中での議会でありますけれども、実のある議会となりますようお願い申し上げます。

開会 午前10時16分

議長（三浦利雄君） ただいまから、平成24年第4回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎村長あいさつ

議長（三浦利雄君） ここで村長より定例会招集に際してのあいさつを受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうも皆さん、改めましておはようございます。

先ほど議長さんが申しあげましたように、平成24年第4回12月定例会に全員の議員の皆さんの出席のうちに開催できますことをまことにありがとうございます。また、衆議院の解散によります議員選挙におきまして、そのような日程の中で、今回のこの年の瀬の押し迫った議会を開催することに対しまして、議員の皆様、また職員の皆様に、改めておわびを申し上げさせていただきます。

さて、ご存じのように、衆議院議員総選挙の結果があのような形で、与党が自民党に戻るわけです。おのおの皆さん方の応援していただいた議員さんもいるわけで、私とすれば、議員さんの数が多いほうが良いと考えておりますので、これからの鳴沢村に、いってみれば有利な

働きをしてもらう議員さん方をまた皆さん方のお力で紹介並びにそのような運動を起こしていきたいと思えますから、どうかよろしくお願ひしたいと思えます。

今回の12月定例会には、承認を求めるもの1件、条例改正等5件、また財産処分1件、24年度の補正4件と、いろいろな議題がありますので、どうか、短い日程ですが、慎重審議の上によろしくご審議のほどお願ひいたしまして、第4回定例会にあたってのあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（三浦利雄君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（三浦利雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、小林昭一君、小林利雄君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（三浦利雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育委員長に対し説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり説明員の委嘱、委任について通知がありましたので、ご了承願ひます。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、12月5日に第4回町村議会議長会議が陸上自衛隊北富士駐

屯地会議室において開催されました。

審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦勞さまでした。

次に、地方自治法第199条第1項の規定による平成24年度行政監査について、監査委員から監査の結果の報告を求めます。監査委員 小林利雄君。

監査委員（小林利雄君） 3番、小林利雄。監査委員、小林利雄より、過日行った行政監査について報告させていただきます。

地方自治法第199条第1項の規定により行ったもので、代表監査委員の梶原先勝氏及び私で、11月13日及び16日の2日間、事業執行状況監査、補助金交付関係事務、入札事務等の状況について監査を行いました。

事業執行状況監査については、平成24年度における全251事業のうち、100万円以上かつ10月12日現在の執行率が50%を下回る事業を抽出し、その中の67事業を対象とし、事業執行状況監査調査票により管理職などから資料を求めるとともに、説明を聴取いたしました。

補助金交付事務については、平成23年度において、1補助事業について50万円以上の17の補助事業を対象とし、管理職などから補助金交付申請書などの一連書類の提出を求めるとともに、説明の聴取により、鳴沢村補助金等交付規則等に基づいて交付事務が適正に行われているか監査を行いました。

入札事務については、平成24年度において監査日までに執行された5つの入札と、過去5年間に行われた入札の中で、落札金額が最も高かった鳴沢村総合センター耐震補強及び改修工事、これは平成21年度の事業で、落札額は4,590万円でしたが、これらの事務につ

いて一連書類の提出を求めるとともに、説明の聴取により、鳴沢村財務規則等に基づいて事務が適正に行われているか、また鳴沢村総合センター耐震補強及び改修工事については、事業完了までの事務が適切にされているかどうかの監査を行いました。

監査結果につきましては、11月16日付けで村長及び議長あてに報告いたしております。

なお、詳細につきましては、既にお手元に報告書を配布しておりますので、朗読を省略させていただきます。

以上で行政監査の報告を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって、行政監査の結果報告を終わります。

次に、平成24年第3回定例会において議決した議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

議会運営委員長（渡辺久男君） 渡辺久男。議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

平成24年第3回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月14日の本会議において議決された件についての報告であります。

開催日時は、12月20日午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

出席者は、委員全員と議長、議案説明のために総務課長、職務のために議会事務局書記の出席がありました。

決定された事項については、次の6項目です。

1、会期は、本日より12月27日までの3日間とし、配布してある会期日程表のとおりとすること。

2、議案付託は、配布してある議案付託表のとおりとすること。

3、議案第48号から議案第51号までの4件を一括議題、一括採決とすること。

4、発委第2号及び第3号を本会議に上程すること。

5、一般質問通告日は、12月25日正午までとすること。

以上であります。

なお、閉会中の継続調査申し出につきましては、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 次に、同じく第3回定例会において議決した建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。

建設産業経済常任委員長 小林茂澄君。

建設産業経済常任委員長（小林茂澄君） 8番 小林茂澄。建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

平成24年第3回定例会において、所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月14日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月20日午後1時30分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と、会議事件説明のために振興課長、振興課土木担当者2名、農政担当者1名、土地改良区室長、職務のために議会事務局長と書記の出席があり、議長にも同席していただきました。

招集に係る事件は、平成24年度及び25年度の道路工事等の件と、閉会中の継続調査申し出の件です。

担当課より、今後実施される平成24年度の7件の改良工事、また3件の水道工事について、工事名、場所、工事概要、工期、金額及び落札業者の説明を受けるとともに、来年度予定している2件の村道工事の説明を受け、そのうちの村道215号線舗装打ちかえ及び側溝敷

設工事については現地視察を行い、状況把握をいたしました。

また、県営中山間地域総合整備事業の入の柵工区と、今後の事業執行予定の説明を受けました。

また、閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 次に、同じく第3回定例会において議決した広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。広報常任委員長 渡辺 泉君。

広報常任委員長（渡辺 泉君） 5番 渡辺 泉です。広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

10月22日午前10時より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、職務のために議会事務局長と書記の出席がありました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第10号（案）について及び閉会中の継続調査申し出の件の2件です。

既にご覧いただいたと思いますが、議会だより第10号について、レイアウトや広報構成を協議し、先月11月1日に全戸配布をいたしました。

また、閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 次に、同じく第3回定例会において議決した鳴沢

村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長 渡邊明雄君。

鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長（渡邊明雄君） 7番 渡邊明雄。

鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

開催日時が、11月21日午後4時から、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と、会議事件の説明のために住民課長、住民課担当者1名、職務のために議会事務局長の出席がありました。

招集に係る事件は、現在村で行っている地下水資源保護対策と今後の施策についての件と、閉会中の継続調査の申し出の件です。

会議では、現在の鳴沢村地下水資源保護条例の内容説明、県で制定に向け協議が行われている山梨県地下水保全等に関する条例及び近隣市町村の今後の動向などの説明のほか、平成24年11月1日現在の民間及び公共井戸設置箇所の説明、また、来年度に執行部により地下水資源基礎調査を行うことの説明を聴取いたしました。

また、閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（三浦利雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月27日までの3日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月27日までの3日間と決定しました。

◎日程第4 承認第4号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算(第4号)を定める専決処分につき承認を求める件

議長 (三浦利雄君) 日程第4、承認第4号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算(第4号)を定める専決処分につき承認を求める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長 (小林 優君) 承認第4号について提案理由をご説明申し上げます。

処分事項は、専決第4号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算(第4号)で、緊急を要するものとして、一般会計予算に275万円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億4,306万8,000円としたものであります。

全額が、第46回衆議院議員総選挙並びに第22回最高裁判所裁判官国民審査の執行経費で、この財源として、全額衆議院議員総選挙委託金を見込みました。

11月16日に衆議院が解散され、12月16日に選挙及び審査が執行されたことに伴うもので、11月19日に、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったことについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上で承認第4号についての提案理由の説明を終わります。

議長 (三浦利雄君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(三浦利雄君) 起立全員です。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第42号鳴沢村暴力団排除条例の一部を改正する条例を定める件

議長(三浦利雄君) 日程第5、議案第42号鳴沢村暴力団排除条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(渡辺千秋君) 議案第42号鳴沢村暴力団排除条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し

上げます。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律が平成24年8月に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、議案の2枚目をご覧ください。

第12条の広報及び啓発中、県暴力追放運動推進センターの引用条項を「法第32条の2第1項」から「法第32条の3第1項」へ改めるものであります。

附則としまして、本条例の施行期日を、公布の日から施行することとしております。

以上で議案第42号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案の

とおりに決定しました。

◎日程第6 議案第43号鳴沢村災害対策本部条例の一部を
改正する条例を定める件

議長（三浦利雄君） 日程第6、議案第43号鳴沢村災害対策本部
条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といたし
ます。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 議案第43号鳴沢村災害対策本部条例の
一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申
し上げます。

災害対策基本法の一部を改正する法律が平成24年6月に公布
されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、議案の2枚目をご覧ください。

第1条の目的中、災害対策基本法の引用条項を「第23条第7
項」から「第23条の2第8項」へ改めるものであります。

附則としまして、本条例の施行期日を、公布の日から施行する
こととしております。

以上で議案第43号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略す

ることに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第7 議案第44号鳴沢村防災会議条例の一部を改正する条例を定める件

議長(三浦利雄君) 日程第7、議案第44号鳴沢村防災会議条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(渡辺千秋君) 議案第44号鳴沢村防災会議条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

災害対策基本法の一部を改正する法律が平成24年6月に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、議案の2枚目をご覧ください。

第2条第1項第2号の所掌事務中「鳴沢村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。」を「村長の諮問に応じて、村の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。」と改め、同条第3号を第4号とし、同条第3号に「前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。」を追加するものであります。

これは、改正前の規定では、情報の収集は防災会議において所

掌事務とされていましたが、災害発生時、特に災害応急対策の段階では、災害対策本部において一元的にそれらの事務を行うことが効果的であると思われ、一方で防災会議については、防災重要事項の審議について所掌事務として規定されていなかったことから改正するものであります。

議案の3枚目をご覧ください。

第3条第5項の委員中、第9号を第10号とし、第9号に「自主防災組織を構成する者又は学識経験のあるものの内から村長が任命する者。」を追加し、同条第6項において、第9号の人員を2名と規定したものであります。

これは、防災重要事項の審議において、多様な主体の参画を図るため、自主防災組織や学識経験者等を選任できることとしたものであります。

議案の4枚目をご覧ください。

附則としまして、本条例の施行期日を、公布の日から施行するとしております。

以上で議案第44号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第8 議案第45号災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長 (三浦利雄君) 日程第8、議案第45号災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長 (渡辺一博君) 議案第45号災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律、平成23年法律第86号が平成23年7月29日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、議案の2枚目をご覧ください。

第1条中「並びに」の後に「自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行い、及び」が条例制定時から欠落していたため、追加するものであります。

次に、第4条の災害弔慰金を支給する遺族中で、2ページをご覧ください。

「順序とする。」を「通りとする。」に改め、「1号 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。」を追加し、2号として「前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。ア 配偶者、イ 子、ウ 父母、エ 孫、オ 祖父母」に改め、「3号 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが在しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。」を追加するもので、災害弔慰金の支給の順位を明確にするとともに、災害弔慰金の支給の範囲に、兄弟姉妹以外が同居していない場合は、兄弟姉妹にも支給されることになるものであります。

次に、3ページをご覧ください。

第6条の死亡の推定中「災害の」を「令第1条の災害の」に、第12条の災害援護資金の貸付中「村」を「村長」に、4ページの第15条第2項の償還等中「貸付金」を「災害援護資金」に改め、第15条第3項の後に「第5章 補則」を追加するものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用するものであります。

以上で議案第45号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第9 議案第46号青木が原ごみ処理組合規約の変更について

議長（三浦利雄君） 日程第9、議案第46号青木が原ごみ処理組合規約の変更についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（渡辺安司君） 議案第46号青木が原ごみ処理組合規約の変更の件について、提案理由をご説明申し上げます。

構成市町村であります笛吹市が、平成25年3月31日をもって脱退することに伴う規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があるためであります。

規約の変更につきましては、2ページをご覧ください。

第2条中、「笛吹市以下、旧市町村名」を削除し、第5条第1項中「13人」を「9人」に、第6条第1項中「3人」を「2人」に変更し、別表第1の「笛吹市4人」を削除、また別紙の関係市町村の「笛吹市は除く。」を削除するものです。

なお、附則としまして、この規約は平成25年4月1日から施行するものです。

以上で議案第46号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第10 議案第47号笛吹市の脱退に伴う青木が原ご
み処理組合の財産処分について

議長（三浦利雄君） 日程第10、議案第47号笛吹市の脱退に伴う青木が原ごみ処理組合の財産処分についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（渡辺安司君） 議案第47号笛吹市の脱退に伴う青木が原ごみ処理組合の財産処分の件について、提案理由をご説明申し上げます。

構成市町村であります笛吹市が平成25年3月31日をもって脱退することに伴い、笛吹市の財産については、全て同組合に帰属させることを定めるもので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるためです。

以上で議案第47号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第 1 1 議案第 4 8 号平成 2 4 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 5 号）

◎日程第 1 2 議案第 4 9 号平成 2 4 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

◎日程第 1 3 議案第 5 0 号平成 2 4 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

◎日程第 1 4 議案第 5 1 号平成 2 4 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議長（三浦利雄君） 日程第 1 1、議案第 4 8 号平成 2 4 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 5 号）から日程第 1 4、議案第 5 1 号平成 2 4 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）までの 4 件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第 4 8 号平成 2 4 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 5 号）から議案第 5 1 号平成 2 4 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）までの 4 件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成 2 4 年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして新たに 3, 2 5 5 万 2, 0 0 0 円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を 2 4 億 8, 9 3 4 万 3, 0 0 0 円とするものであります。

歳出の主な事業は、自立支援給付助成事業 3 6 4 万 2, 0 0 0 円、農業委員活動事業 2 4 1 万 5, 0 0 0 円、広域行政事務組

合消防本部運営事業 2 1 7 万 3, 0 0 0 円、地域情報通信基盤整備推進事業 1 1 3 万円などで、これらの事業実施に係る財源として、国庫支出金などの特定財源 8 2 7 万 9, 0 0 0 円、繰越金などの一般財源 2, 4 2 7 万 3, 0 0 0 円を見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む平成 2 4 年度予算と、平成 2 3 年度から平成 2 4 年度に繰越明許させていただいた予算の総額は、2 5 億 2, 2 0 3 万 8, 0 0 0 円となります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第 4 8 号から議案第 5 1 号までの提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第 4 8 号から議案第 5 1 号までの 4 件については、会議規則第 3 6 条第 1 項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

議長（三浦利雄君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は 1 2 月 2 6 日までの 1 日間休会としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。したがって、本会議は 1 2 月 2 6 日までの 1 日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は 1 2 月 2 7 日午後 3 時 2 0 分から再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。
ご苦労さまでした。

散会 午前 11 時 07 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

平成 24 年 12 月 25 日

議会議長

署名議員

署名議員

平成24年12月27日再開

1、出席議員

1番 佐藤博水	2番 小林昭一
3番 小林利雄	4番 渡辺久男
5番 渡辺泉	6番 渡辺政司
7番 渡辺明雄	8番 小林茂澄
9番 田中稔	10番 三浦利雄

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫
福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 渡辺安司
振興課長 渡辺伸一 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡辺 寛

5、会議事件

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第48号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算
(第5号)
日程第4 議案第49号平成24年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算(第3号)
日程第5 議案第50号平成24年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算(第1号)
日程第6 議案第51号平成24年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計補正予算(第2号)

- 日程第 7 発委第 2 号鳴沢村議会委員会条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 8 発委第 3 号鳴沢村議会会議規則の一部を改正する規則を定める件
- 日程第 9 一般質問
- 日程第 10 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 3 時 2 0 分

議長（三浦利雄君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（三浦利雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 115 条の規定により、渡辺久男君、渡辺 泉君を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（三浦利雄君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

平成 24 年第 3 回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は自席にて報告を行ってください。鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、6 番 渡邊政司君。

6 番（渡邊政司君） 6 番 渡邊政司。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

10 月 1 日 14 時より招集され、第 3 回定例会が行われました。議員 15 名と会議事件説明のために執行部 2 名の出席がありました。

会議事件は 4 件で、内容としましては、平成 24 年度一般会計補正予算（第 2 号）について、事務局から提案説明があり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 56 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 905 万 6,

000円とするもので、原案のとおり可決されました。これは、大田和停留所入り口の土地売り払い収入と美化協会計からの繰り入れによるものです。

平成24年度富士スバルライン沿線美化推進協力会会計補正予算（第2号）について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,548万6,000円とするもので、原案のとおり可決されました。これは、大沢売店の売り上げ増加によるものです。

平成23年度一般会計歳入歳出決算認定について、歳入合計1億2,823万385円、歳出合計9,719万1,485円、実質収支額3,103万8,900円。

次に、平成23年度美化協会計歳入歳出決算認定について、歳入合計2,230万1,527円、歳出合計1,101万6,426円、実質収支額1,128万5,101円の提案説明があり、いずれも原案のとおり認定されました。

その他としまして、平成20年に山梨県から戻された富士吉田市上吉田4丁目254番1の元吉田林務事務所長官舎跡地を年間50万円で近くの建設業者に貸し出すことについての協議会報告があり、賛成多数で可決承認されました。

また、12月21日13時より招集され、第4回定例会が行われました。

議員17名と会議事件説明のために執行部2名の出席がありました。

会議事件は3件で、内容としましては、平成24年度一般会計補正予算（第3号）について、事務局から提案説明があり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ389万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,294万6,000円とするもので、原案のとおり可決されました。これは、

部分木売り払い代金収入と美化協会計からの繰り入れによるものです。

平成24年度富士スバルライン沿線美化推進協力会会計補正予算（第3号）について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,848万6,000円とするもので可決されました。これは、大沢売店の売り上げ増加によるものです。

組合議会の委員会に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて報告があり、原案のとおり可決されました。

その他としまして、11月20日に4合目駐車場に展望台が完成したとの報告がありました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 河口湖南中学校組合議会、5番 渡辺 泉君。

5番（渡辺 泉君） 5番 渡辺です。

河口湖南中学校組合議会についての報告をさせていただきます。

平成24年第3回河口湖南中学校組合議会定例会が9月28日午後2時30分より招集され、会議が行われました。

議員14名と会議事件説明のために、組合長、渡辺凱保富士河口湖町長をはじめ事件説明のために執行部7名の出席がありました。

本会議においては、まず、会期が28日、1日間と決定されました。

会議事件は2件で、内容としましては、平成23年度河口湖南中学校組合一般会計歳入歳出決算認定についての件、内容は、収入済額1億9,641万1,759円、支出済額1億8,746万4,714円との旨。

次に、教育委員会教育委員の任命に同意を求める件。

内容は、小立地区選出区分教育委員の任期満了により、1名の方が選任されました。富士河口湖町小立、渡辺美雄氏です。

いずれも原案のとおり可決され、最後に一般質問が行われました。

以上で河口湖南中学校組合議会についての報告を終了します。

議長（三浦利雄君） 富士五湖広域行政事務組合議会、3番 小林利雄君。

3番（小林利雄君） 3番 小林利雄。

富士五湖広域行政事務組合議会についての報告をさせていただきます。

11月9日午後2時より招集され、第4回臨時会が行われました。

議員15名と会議事件説明のために代表理事堀内茂君をはじめ執行部多数の出席がありました。

本会議においては、まず会期が11月9日、1日間と決定されました。

会議事件は4件で、内容としましては、富士五湖広域行政事務組合議会常任委員の辞任について、内容は、任期満了につき富士吉田市の小俣議員、西桂町の高尾、渡辺議員、富士河口湖町の井出、駒谷議員、以上5名の皆さんが辞任いたしました。

次に、選任第6号富士五湖広域行政事務組合議会運営委員の補欠選任についての件、内容は、富士吉田市、勝俣米治議員、富士河口湖町、渡辺 洋議員、2名の議員が選任されました。

次に、選任第7号富士五湖広域行政事務組合常任委員の補欠選任について、内容は、富士吉田市、前田厚子議員が消防委員に、富士河口湖町、佐藤安子議員、古屋一哉議員が総務委員に選任されました。

次に、議案第18号平成24年度富士五湖広域行政事務組合一

般会計補正予算（第2号）について、内容は、歳入歳出それぞれ1億3,100万円を追加し、総額を14億2,908万5,000円とするものであります。

歳入では、消防施設等整備基金繰入金2,100万円、組合債1億1,000万円を増額するものであります。

歳出では、消防事業費1億3,100万円を増額するものであり、また、継続費として消防緊急デジタル無線施設整備事業費3億8,400万円、高機能消防指令センター改修事業1億7,100万円を追加するものであり、妥当と認められ、原案のとおり可決されました。

以上で富士五湖広域行政事務組合議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 青木が原ごみ処理組合議会、7番 渡邊明雄君。

7番（渡邊明雄君） 7番 渡邊明雄。

平成24年第2回青木が原ごみ処理組合議会についての報告をいたします。

平成24年11月28日午前11時に招集され、会議が行われました。

出席議員11名、欠席2名、会議事件説明のために管理者1名、副管理者3名、会計管理者1名、事件説明のために事務局4名の出席がありました。

本会議においては、まず会期が27日の1日間と決定されました。

次に、副議長選挙が行われ、指名推選により、中央市の大沼芳樹君が当選されました。

次に、平成23年度青木が原ごみ処理組合一般会計歳入歳出決算報告及び代表監査委員からの報告が行われ、原案どおり可決

認定されました。

内容は、歳入総額4,001万円、歳出総額2,630万4,000円、歳入歳出差引額1億3,070万6,000円です。

なお、基金は、財政調整基金1億3,703万369円、施設建設基金2億3,803万345円。

以上で平成24年第2回青木ヶ原ごみ処理組合議会についての報告とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 青木ヶ原衛生センター議会、1番 佐藤博水君。

1番（佐藤博水君） 1番 佐藤博水。

青木ヶ原衛生センター議会についての報告をさせていただきます。

平成24年11月30日11時より招集され、平成24年青木ヶ原衛生センター議会定例会が行われました。

議員12名と会議事件説明のため、渡辺 孝所長をはじめ執行部8人の出席がありました。

本会議においての会議事件は3件で、まず、会議録署名議員の指名があり、会期が30日、1日間と決定されました。

次に、認定第1号平成23年度青木ヶ原衛生センター一般会計歳入歳出決算の認定の件で、歳入5,403万500円に対し、歳出4,485万5,542円で、差引残高917万4,958円となり、決算書のとおり認定され、閉会いたしました。

以上で青木ヶ原衛生センター議会についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、8番 小林茂澄君。

8番（小林茂澄君） 8番 小林茂澄。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成24年第2回定例議会

についての報告をさせていただきます。

平成24年10月22日午後2時より招集され、会議が行われました。

議員22名と、会議事件説明のために広域連合長堀内 茂君をはじめ、事件説明のために執行部及び事務局13名の出席がありました。

会期は、10月22日当日限りと決定されました。

会議事件は5件で、内容としましては、平成23年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、収入済額5億945万5,309円、支出済額4億8,840万8,161円、歳入歳出差引額2,104万7,148円で認定されました。

平成23年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、収入済額887億8,014万8,217円、支出済額882億9,047万9,848円、歳入歳出差引額4億8,966万8,369円で認定されました。

平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,922万9,000円を増額し、歳入歳出それぞれを6億218万9,000円とするものです。主な内容として、歳入については、前年度決算により生じた剰余金の受け入れ、歳出については、総務管理費の増額と前年度剰余金の2分の1以上を財政調整基金に積み立てるもので、承認されました。

平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,166万円を増額し、歳入歳出それぞれを933億5,039万円とするものです。主な内容として、

歳入については、支払基金交付金の精算に伴う減額及び前年度の決算により生じた剰余金の受け入れ、歳出については、後期高齢者医療給付基金へ積み立てるもので、承認されました。

山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについての件、身延町の芦沢健拓氏が選任同意されました。

以上で山梨県後期高齢者医療広域連合議会の第2回定例会についての報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第48号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）

◎日程第4 議案第49号平成24年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

◎日程第5 議案第50号平成24年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）

◎日程第6 議案第51号平成24年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（三浦利雄君） 日程第3、議案第48号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）から、日程第6、議案第51号平成24年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの4件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 田中 稔君。

予算決算常任委員長（田中 稔君） 9番 田中 稔。

今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された議案第48号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）から、議案第51号平成24年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正

予算（第2号）までの4議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、本日午後1時10分に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された補正予算4議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（三浦利雄君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員をもって構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号から議案第51号までの4件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。議案第48号から議案第51号までの4件は委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (三浦利雄君) 起立全員です。したがって、議案第48号平成24年度鳴沢村一般会計補正予算(第5号)から、日程第6、議案第51号平成24年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)までの4件は原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第7 発委第2号鳴沢村議会委員会条例の一部を改正する条例を定める件

議長 (三浦利雄君) 日程第7、発委第2号 鳴沢村議会委員会条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

本案について提出者から提案理由の説明を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

議会運営委員長 (渡辺久男君) 発委第2号鳴沢村議会委員会条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

平成24年9月5日に地方自治法の一部を改正する法律が公布、施行され、委員の選任方法及び在任期間に関する規定が削除されたことに伴い、条例委任を行う必要があり、改正するものです。

主な改正点といたしましては、第1章「総則」を「通則」とし、第5条特別委員会の設置として、第3項へ特別委員の在任期間を明記するものです。第7条委員の選任として、議員は少なくとも1つの常任委員となることを明記し、以下それぞれ1項ずつ繰り下げ、第2項に、各委員の選任は議長の指名によること、また第4項に、常任委員の申し出がある場合の所属変更も議長が行えることに改正するものです。また、第12条「委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員の辞任」を「委員長、副

委員長及び委員の辞任」とし、第2項に、委員が辞任しようとするときは議長の許可を得なければならないことに改正するものです。

附則として、施行期日を公布の日から施行することとしております。

以上で発委第2号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

本議案は委員会提出議案でありますので、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託は省略いたします。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより発委第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第8 発委第3号鳴沢村議会会議規則の一部を改正する規則を定める件

議長（三浦利雄君） 日程第8、発委第3号鳴沢村議会会議規則の一部を改正する規則を定める件を議題といたします。

本案について提出者から提案理由の説明を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

議会運営委員長（渡辺久男君） 発委第3号鳴沢村議会会議規則の

一部を改正する規則を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

平成24年9月5日に地方自治法の一部を改正する法律が公布、施行され、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の規定が1つの条にまとめられたこと、また本会議において公聴会の開催及び参考人の招致が行われるようになったことなどに伴い、改正する必要があるものです。

主な改正点といたしましては、第2章「議案の提出及び動議」を「議案及び動議」とし、第15条修正の動議、第1項の条項整備を行うものです。同様に第69条所管事務の調査、第2項についても条項整備を行うものです。第14章として、公聴会の規定を新たに明記し、第113条に公聴会の手続き、第114条に意見を述べようとする者の申し出、第115条に公述人の決定、第116条に公述人の発言、第117条に議員と公述人の質疑、第118条に代理人又は文書による意見の陳述に関する規定をそれぞれ整備するものであります。また、第15章として、参考人の規定を新たに明記し、第119条に参考人に関する規定を整備するものであります。この第14章及び第15章の追加に伴い、以下それぞれ2章ずつ繰り下げ、併せてそれぞれの条を繰り下げるものであります。

附則として、施行期日を公布の日から施行するものとしております。

以上で発委第3号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

本議案は委員会提出議案でありますので、会議規則第36条第

2項の規定により、委員会付託は省略いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 討論なしと認めます。

これより発委第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第9 一般質問

議長(三浦利雄君) 日程第9、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

佐藤博水君から、鳴沢村の幼少期発育発達特性にあった指導についての質問を許します。1番 佐藤博水君。

1番(佐藤博水君) 1番 佐藤博水。

鳴沢村幼少期の発育発達特性にあった施策、指導、実践について教育長に伺います。

幼少期の発育発達、特に神経系の発達は、スキヤモンの発達曲線によると、20歳までの発達を100%とした場合、生後間もなく発達が始まり、急激に発達をし、男女や個人差もありますが、10歳で95%まで発達すると言われています。

スポーツ安全協会の報告に、現在の大半の子どもは転倒したときに両手をついてけがを最小限に抑えるという動作ができず、顔面から転倒し、歯の壊死等の例が多いとの報告もあり、幼少期での対応や実践が大変重要であると考えます。

文部科学省では、平成23年度に幼児運動指針を策定、通達、文部科学省並びに厚生労働省を通じ、ガイドブックの配布を実

施していると聞いています。まさに保育所や小学校低学年の幼少時が該当しますが、本村での指針や実践方策を伺いたいと思います。

また、子どもの体力低下が著しく、昭和60年ごろの体力と比較して低下を続け、二、三年前から横ばい状況であります。このことは10月の体育の日の新聞等で前年の国民の体力について報道されており、皆さんご承知のとおりだと思います。

体力には、身体的要素と精神的要素があり、精神的要素の行動体力の低下が激しいと言われていています。現在の子どもの体力の低下は、幼児期、児童期から既に低下が出現しており、改善策として、幼少期の徹底的な体力向上策が考えられますが、保育所、小学校での活動状況や、退園後や放課後、休日も含めてどのように対応して推進しているのか伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（三浦利雄君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 佐藤博水議員の質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおりであります。保育所と小学校ではスキヤモンの発達曲線を認識しているところですが、幼少年期について、神経系の発達の著しい年代でさまざまな神経回路が形成されていく大事な過程であり、神経回路へ刺激を与え、神経回路をつくっていくために多種多様な動きを経験させることがとても大切であります。

小学校においても、新学習指導要領において、脳、神経系が急激に発達する低学年、中学年のうちに基本的な動きを総合的に身につけることをねらいとして、多様な動きをつくる運動が位置づけられています。授業内容としては、主に体のバランスをとる運動、体を移動する運動、用具を操作する運動、力試しの運動、基本的な動きを組み合わせる運動をもとに授業を行って

います。また、高学年は体力を高める運動として構成されています。

学校の授業とは別に、鳴沢小学校独自としては、健康・体力づくり一校一実践運動に取り組んでおり、チャレンジ縄跳び、外遊びを通して体力を高めようを実践プログラムとして、体力向上に向けて関心を高め、体力増進に取り組んでいます。始業前のなわとびモーニングや外遊びをする機会を増やすためののぼり棒、鉄棒、竹馬、一輪車などの取り組みができるチャレンジカードを配布し、休み時間などを利用しさまざまな運動に親しませる機会を多くとり、1年を通して日常生活においても運動に取り組めるよう実践をしています。今後においても、外で遊ぶ機会を増やし、体力増進を積極的に推進していきます。

保育所での対応につきましても、住民課のほうから教育委員会で聞いておりますので、併せて回答をさせていただきます。

保育所においても、子どもの体力低下はここ近年、保育をする中でも実感しているところですが、体力、運動能力の向上のために経験させたい動き、走る、跳ぶ、登る、はねる等の36項目を目標にさまざまな運動遊びを保育の中に取り入れ、実践しています。寒くなっても天気のよい日は朝から園庭に出て遊んでいましたが、感染症が出てからは、今のところ控えています。屋内での運動遊びも積極的に取り入れていますが、子どもの体調を見ながらさらに屋外で体全体を使って遊ばせる方針ですとの回答がありました。

なお、昨日の山日新聞の記事に、男子11学年で肥満傾向、バス・車送迎で運動不足かという見出しの県内の学校保健統計の記事が載っていました。この記事の内容は、県内の子どもたちは全国平均に比べて肥満傾向にある子どもの割合がかなり高いというもので、県教委は、運動量の少なさが一因として、生活

習慣の改善が必要と指摘しております。都市部に比べて郡部は通学距離が長く、バスや親の車の送迎になるため、運動が不足となる可能性もあるという内容の記事でした。

鳴沢小学校においても、親の車による送迎が大変多いことから、PTA総会の折に私も、児童は原則歩いて登下校をするようにという話をしておりますが、外遊びの少ない今の児童は、生活習慣の見直しが必要ではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 1番 佐藤博水君。

1番（佐藤博水君） いろいろの対応をありがとうございます。幼児期の運動指針ということで、幼児はさまざまな遊びを中心として毎日60分以上、楽しく体を動かすことが非常に大事だというふうに言われています。そして指針のポイント、先ほど教育長が申しあげましたように、走る、跳ぶ、それから打つ、投げる、出る、向き等を変える、いろんな移動系、操作系、変更系をつくっていかなければならないということを考えます。

なお、また指導のポイントには、多様な動きが経験できるようなさまざまな遊びを取り入れて指導していく。それから、楽しく体を動かすこと、そういう時間を確保していくということで、これから寒くなったりして大変ですけれども、屋内でそんな確保をしていただければありがたいと思います。

それから、発達の特徴に応じた遊びを提供していくということで、それぞれ子どもによって発達する段階が違います。その辺も考えて指導していただければありがたい、このように思います。

また、多様な基本動作の習得がその後の種目の特有の機能向上にもつながる、こんなことを思います。先ほど、総会等で保護者にもいろいろお願いをしているということでございますけれ

ども、この辺の基本動作の重要性ということも、保護者に伝えることが非常に重要じゃないかなと考えます。その辺も、機会があったらまたよろしくお願ひしたいと、このように思ひます。

特に子どもが屋外で元気よく楽しく友達と遊ぶ、運動をするということは、健康教育の実践、それから心教育の実践、道徳教育の実践、知徳教育の実践等に多く役立つものであります。ぜひこの点を含めて接していただきたい、このように思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、日本スポーツ少年団では、平成24年度から始まった第9次育成5ヶ年計画、この計画に幼児加入のための条件整備を行っています。平成27年度からの実現の取り組みを行う計画もされておりますけれども、都道府県や市区町村ではその幼児加入のための体制づくり、この辺も推進していくこととなっておりますけれども、ぜひ対象者全員の加入を目指し、取り組んでいていただきたいと、このように思ひます。よろしくお願ひします。

議長（三浦利雄君） 教育長。

教育長（小林三郎君） さまざまなご提言をいただきました。

なお、学校においては、いろんな計画の中で運動させるということが出来ますけれども、放課後、あるいは休日等については、放課後は低学年の児童は総合センターの遊学館に行っていると、ほとんど5時半ごろまで遊んだり、いろんな活動に取り組んでおります。高学年は大体4時くらいまで授業を行っています。

放課後等の活動は昔と比べていろんな計画をそれぞれ持っていて、職員も忙しかったりということで、なかなかそういう一緒に遊ぶというような機会が持てないという状況があります。

いろんな学校から呼びかけとか奨励とか、そういうことは出来ますので、具体的な取り組みをさらにまたできればと考えて

おります。

以上であります。

議長（三浦利雄君） 1番 佐藤博水君。

1番（佐藤博水君） ありがとうございます。

特に先ほども申し上げましたように、退園後や放課後、それから休日等も含めて、いろんな機会があることごとに保護者等に伝えて、重要だということ認識を高めていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（三浦利雄君） 続いて、小学校通学路や村内公道の除雪対策についての質問を許します。1番 佐藤博水君。

1番（佐藤博水君） 小学校通学路や村内公道の除雪対策について、教育長、村長にお伺いします。

以前同様の質問があり、通学路の除雪については積雪10センチメートル以上で、午前6時から開始するという事に決まっていますが、近年、保護者や委託業者による除雪が遅れた場合に、児童や生徒がわだちを利用して通学しているところに自動車が通行し、仕方なく児童生徒は除雪していない雪上に回避し、大変なことを強いられているという苦情があります。保護者や業者にどのような要請や依頼を行い、またそれを実践しているのかお伺いしたいと思います。

また、村内の公道の除雪方策について、村長にお伺いしたいと思います。

大分以前は、積雪時には各家庭で自分の所有地沿いの公道は、暗いうちから家族で除雪を行い、村民の通行に障害のないようにしたものです。しかし最近では、業者による除雪を待っているだけで、除雪が遅いなどと、こんな苦情がある状況でございます。自助、共助を推進する中で、第1区、第2区、また接道地域等も協力を得ながら、住民に協力を要請し、強力な実践体

制を整えるなどの推進方策をすべきと考えますが、いかがお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長（三浦利雄君） この質問の答弁を求める者は教育長と村長になっていきますので、順に答弁をお願いしたいと思います。

まず、教育長から答弁をお願いします。教育長。

教育長（小林三郎君） 佐藤博水議員の質問にお答えいたします。

どのように保護者や業者に要請を行い実践しているのかという質問ですが、どのように保護者に要請を行い、実践しているのかという点について、私からお答えをいたします。

保護者に対しては、主たる通学路で、機械では除雪ができない部分について除雪をお願いしております。具体的には、鳴沢地区の役員さんと歩道橋、歩道近くの保護者には、歩道橋から都留信までの国道の歩道と役場裏道の除雪をお願いしています。

なお、大田和地区の役員さんと除雪範囲に指定している国道、県道沿いの保護者には、旧鳴沢石油から国道の総合センターまでの歩道を、またその他の保護者には自宅近くの通学路で除雪が必要なところの除雪をお願いしております。

そのほか、こんな点もお願いしております。

歩道の日陰部分は長い間雪も解けず、確実な除雪が必要であることから、特に日陰の除雪を集中的に行っていただきたいというふうなこと。それから、積雪が10センチを目安として、6時に保護者には作業を開始していただきたいというふうなこと。それから、除雪が必要なときは、前日及び当日の朝、保護者に一斉メールでお願いしております。我が子の通学路確保は自分で行うということを原則に、全家庭の保護者に協力をお願いしております。

保護者への要請は以上ですが、業者への要請は振興課のほうで行っておりますので、この点については担当課長のほうから説

明をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（三浦利雄君） 振興課長。

振興課長（渡辺伸一君） 村内の村道の除雪につきましては、7業者と個人の方4人に村道約250,000㎡の除雪をお願いし、除雪状況を確認し、問題があればその都度指示を出しております。積雪が10センチを超えた場合、時間の指定はなく、その場で出動していただき、除雪をお願いしているところであります。特に通学路は、児童の登校時間前、午前8時までには除雪を完了するようにお願いしております。

しかし、限られた台数の重機及び利用者の多い幹線道路から順次除雪を行っております。降雪量、降雪時間帯によっては、登校時間までに除雪できない場合もあります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦利雄君） 1番 佐藤博水君。

1番（佐藤博水君） いろいろな除雪の方法も行ってもらっているわけですか。ありがとうございます。

これはちょっと提案ですけれども、特に村道の機械が入れないところじゃなくて、村道のところでそういう問題があって、子どもがかわいそうだという指摘を受けました。それについてですけれども、ある程度通学路の幹線道路というのを決めて、優先して、その道路を除雪したらどうかというような方法も考えられると思います。その辺もぜひ考えていただきたいと思います。

また、積雪量にもよりますけれども、先ほど8時までには除雪をお願いするというようなことでしたけれども、通学が間に合わないようであれば、また開始時間をまた早めてもらって、なかなか早く出るというのは大変なわけですが、その辺の

方策を考えていただいたらいいかなと、こんなふうに思います。

10センチメートル程度といたしても、大人には大した積雪じゃありませんけれども、低学年にとっては大雪だと思います。ぜひ子どもが安心して通学できる除雪の方策を進めていただきたいと、このように思います。よろしく申し上げます。

議長（三浦利雄君） 次に、鳴沢村長 小林 優君、答弁をお願いします。

村長（小林 優君） 佐藤議員の除雪に関してですが、私も振興課長に、10センチになったら始めて、夜でもかいて、また朝も、10センチになるようだったらかかなければだめだという指導はしているつもりです。それに伴わない業者があったら、また振興課のほうへ教えてください。そういう体制をとっているはずなんです。

しかも、通学路は優先的にかいてくれとお願いして、夜中もかいている業者もご存じのはずです。そういうことを理解していただきたいと思いますし、また、村道の皆さんでのご協力による除雪というのをぜひ実現していただきたいと思います。現状は村内の住居が拡散して建設されているため、除雪範囲が広がっております。また、除雪するのが困難なところもありますし、吹きだまり等で多く雪が積もっている場所等もあり、本当に郊外のほうは除雪も困難です。そんなことを踏まえると、郊外へ行くと時間がかかるというような傾向もありますので、ぜひ村内の中は、率先して議員の皆さんから除雪していただければ、共助の精神を持ってありがたいと思っております。そうすると、村道の機械除雪でも簡単な除雪で済むかと思っておりますので、ぜひこういう共助の精神を皆さんの力で実現できればとお願いしたいところでもあります。よろしくお願いたします。

議長（三浦利雄君） 1番 佐藤博水君。

1 番（佐藤博水君） 本当にお大変な心遣いをいただきまして、ありがとうございます。

最初に申し上げましたように、苦情があるというのは本当に少ないことだと思いますけれども、そういう苦情もあるということでご理解をいただきたいと、このように思います。

それから、公道の除雪につきましてですけれども、やはり自分たちのために、自分たちが使用する道ということでございます。ぜひ自分でかいていただければ本当にいいかなと思います。また、消火栓や貯水槽の除雪についても、付近の建物のために設置してあるわけですので、やはり自分たちのための精神で除雪していただけるという呼びかけをしていただければ、非常にありがたいと思います。消防団の幹部も除雪任務をしなければなりません。この辺も軽減につながると思います。ぜひ、先ほど村長さんも言われましたように、自助、共助ということで、議員ももちろん除雪を積極的に行うし、また役場の職員も積極的に除雪していただいて、みんなでやっていくんだというふうな行政の指導をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（三浦利雄君） これにて、佐藤博水君の一般質問を終わります。

次に、農家の安定した収入と若い就農者を増やすための施策についての質問を許します。6 番 渡邊政司君。

6 番（渡邊政司君） 6 番 渡邊政司。

農家の安定した収入と若い就農者を増やすための施策について、村長にお伺いいたします。

村の特産品である高原野菜類は、春から秋にかけて生産、出荷されておりますが、冬の時期には売るのがほとんどありません。近年、観光客のニーズは、景色を見る観光から地域で体験

や学習をすることによって変わってきております。道の駅に加工施設を設ければ、次のような効果が期待できます。

夏場に収穫した野菜類を冷凍して加工できるようにすれば、1年を通して安定した収入を得ることもできます。観光客に加工施設で体験学習させれば、新たな雇用も生まれます。農家の収入が増えれば、若い就農者も期待できます。

若い就農者を増やすための具体的な施策はありますか。また、6次産業化や鳴沢村の特産品を売り出すように加工施設を道の駅につくる計画はありますか。お考えをお願いいたします。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊政司議員の質問にお答えいたします。

まず、若い就農者を増やすためには、具体的施策はあるかというご質問ですが、鳴沢村の農業者人口ですが、2010年世界農林業センサスの数値で、専業農家と農業所得を主とする第1種兼業農家の合計が39戸となっており、村全体の3.8%となっております。農家数の増減につきましては、10年前の調査から14戸減少しております。また、平成23年度中の鳴沢村の個人所得は、1,789人で約39億9,800万円となっており、このうち農業所得は2,626万円で、全体の0.7%、人口は77人で4.3%となっております。平均所得は村全体が223万幾らかであるのに対し、農業所得がある者の平均は34万幾がしかと、極めて少なく、農家の所得向上も本村の課題となっております。

このような状況を踏まえ、若い就農者や農業者を増やす施策として、県営中山間地域総合整備事業を取り入れ、ほ場整備、農業用排水施設、獣害防止柵、農道整備等、農業経営がしやすい基盤整備を進めておるところでもあります。また、村の事業

では、平成23年度決算で堆肥やサンライム、電気柵などの各種補助と青年農業者会議などの農業団体への助成で約400万円、鳥獣害対策として年間約250万円を支出し、農業支援を行っております。

そのほかに、国の青年就農給付金制度を活用し、独立、自営就農する45歳未満の者についても支援していきます。この制度は、自ら作成した経営開始計画に即し、主体的に農業経営を行っている状態を指し、農地の所有権、または親族以外からの利用権を給付対象者が本村においては30アール以上有していること。主要な機械、施設を給付対象者が所有または借りていること。自立した農業が成り立つ計画であることなど、条件もあります。ただ、親の農業を引き継ぐ場合は対象にはなりません。やる気のある新規就農者を支援していきたいと思っております。

次に、加工施設の計画ですが、平成22年に農協加工部、ブルーベリー生産組合、青年農業者会議女性部など、加工施設の利用が見込まれる団体を対象にアンケート調査を実施しました。

アンケートの結果では、特定の団体の利用見込みが全体の9割を占め、また、これには「販売目的のための営利利用」が88%、「商品の研究開発」が10%、「体験学習での使用」が2%という結果となりました。観光と融合した体験学習に対応できない理由としては、人件費がかかり採算がとれない。また、観光客が多く来る夏場は対応できないといった理由でした。

このようなアンケート、団体からの意見をもとに検討した結果、都市との交流を促進する体験学習等新たな事業展開は難しく、また、営利目的での使用が大半となることから、さらに施設の維持管理、補修等が長年に続き費用対効果が伴わないことなどから加工施設は新たにつくらず、今ある山道ホール、総合セン

ターなどの施設の有効利用を図りながら、新商品の研究や開発を支援していくことといたしました。

以上で渡邊政司議員の質問にお答えします。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 農家の所得向上に向けてさまざまな支援をいただいていることがよくわかりました。引き続き農家の支援をお願いいたします。

また、加工施設につきましては、営利目的でなければ続かないと思います、個人的にはそう思います。やり方としましては、指定管理者のJAに委託をして運営することも可能ではないかと考えます。前向きな検討をよろしくお願いいたします。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 春から夏、秋にかけての道の駅の出荷状況を見ますと、生産が追いつかない状況であるはずです。そのことを踏まえ、冷凍して、それを加工という部門には回らないような気がするんですが。これは私も前から、鳴沢の農協の組合員だけでなく、富士野菜クラブですか、ああいう方の品物も扱ってはどうかという提言もしているわけですが、組合員、また売上の問題等あって、実現していないんじゃないかと思えますけれども、今の状況では商品が間に合わない状況じゃないかと思っております。その点もぜひ踏まえて、議員さん方のご検討もお願いしたいと思えます。

以上です。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 夏場の状況をただいま村長からお話がありましたけれども、今余っているんですね。出荷後の朝、道の駅に出しまして、農家の方が。それで売れ残りは夕方回収することになっていまして、夕方皆さんと顔を合わせる機会がよくあ

るんですけれども、葉物野菜とかブルーベリー、あとトマト関係、そういったものが毎日回収されて、また次の日に、また再選別して納品しているような状況が続いております。そういうこともぜひ考えて、加工施設等の検討もしていただければ収入も増えるんじゃないかと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

議長（三浦利雄君） 続いて、道の駅食堂の席数を増やす計画についての質問を許します。6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 道の駅の食堂の席数を増やす計画について、村長にお伺いいたします。

道の駅の食堂は席数も少なく、シーズンには人があふれ、外に持ち出しして、階段で食事する人も見かけます。外には富士山を見ながら食事できる場所もありますが、全体的に不足している状況であります。来年、富士山が文化遺産に登録されれば、観光客はさらに増加します。鳴沢村の道の駅で満足して、リピーターとして再び来ていただけるよう早急に改善する必要があります。

ピーク時でも観光客にゆったりと食事をしていただけるための具体的な改善策はありますでしょうか。また、食堂の席数、スペースを増やす計画はありますでしょうか。お考えをお願いいたします。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊政司議員の道の駅の軽食堂の質問にお答えします。

まず、道の駅なるさわの軽食堂はテーブル席が31席、カウンター席が9席の計40席があり、また外のテラスは4名ほどが利用できる広さになっておりますが、政司議員のおっしゃるとおり、繁忙期には座りきれない状況となっております。

現状では、改善策としては、道の駅の経営コンサルタントからも提案がありましたが、繁忙期のみ野外テーブルを設置するなどの客席不足を補う方法なども指定管理者とともに検討していきたいと思っております。

また、軽食堂の増床等については、以前にお話ししたこともあります。隣接する休憩室の一部を使い、スペースを広げることなども案として考えてはみたわけですが、これには多額の経費が伴うため、補助金等を活用しなければ財政的に厳しいのが実情です。平成21年度に道の駅なるさわ軽食堂運営検討委員会を立ち上げ、同様の計画を検討しましたが、このときも補助金の交付が見込まれず、断念した経緯もあります。

国等の支援の情報を収集し、また、JAとの話し合いなども検討していきたいと考えております。

以上で答弁といたします。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 臨時的に野外テーブルを検討していただけるということですので、ぜひよろしく願いいたします。来年の5月のゴールデンウィークから使えるよう、予算化をぜひお願いいたします。

また、増床の件につきましては、ゆったりと満足した食事がとれなかったお客様に対しては、リピーターとして再び来ていただけるような期待は持てません。補助金を待っていて増床するタイミングを逸することのないように、前向きな調整をお願いいたします。

以上です。

議長（三浦利雄君） 続いて、村民の声に素早く対応するための効率的な情報収集手段についての質問を許します。6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 村民の声に素早く対応するための効率的な情報収集手段について、村長にお伺いいたします。

今、交流サイト、ソーシャルネットワークシステムを通じて、住民の声を拾い、行政に反映する地方自治体が増えてきております。スマートフォンや世界的なソーシャルメディアの普及を背景に、素早く効率的に行政サービスを提供するための情報インフラとして、SNSの活用が加速しております。

メリットとしましては、何が起きているのか効率よく情報を収集でき、住民の声に素早く対応ができます。また、実名登録ですので、意見の投稿も建設的であります。また、人と人とのつながりが増えることで地域が活性化いたします。

東日本大震災の教訓を踏まえ、政府も民間のネットサービスを活用した防災対策に動き出し、IT防災ガイドラインでSNSなど、ITの活用を全国の自治体に要請する動きもあります。

村民の意見や要望をどのように収集して行政に反映しているのでしょうか。また、村のホームページを世界最大大手のフェイスブック上に移行する予定は、お考えはありますでしょうか、お伺いいたします。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊政司議員の質問にお答えします。

村民の意見や要望をどのように収集し、行政に反映しているかという質問ですが、毎年、第1区、第2区からの陳情書や地域の声を聞いてもらった議員さんからの要望、また要望書及び村のホームページ等を利用した住民からの要望等により、住民の意見や要望を収集し、役場内で検討し、行政に反映させています。

また、村のホームページは、世界最大のSNSであるフェイスブック上に移行する予定はあるかという質問ですが、フェイス

ブックは迅速な情報提供や透明性が高いため、行政の説明責任が高まることや無料のソーシャルネットワーキングサービスであるため、運用コスト、開発コストが抑えられるメリットがあります。ただし、住民の方と双方向で情報のやりとりができる反面、フェイスブックに登録をしていただく必要があることや運営会社の都合でサーバーが停止することや、イベントやお知らせを発信するには適しているが、その他の行政情報等については逆に閲覧しづらくなるというデメリットも考えられます。

そのため、村としては、フェイスブックを情報発信、住民との双方向コミュニケーションができる手段の一つとして活用することは、今後も前向きに検討していきたいと考えておりますが、ただ、今使いこなせる職員が何人いるか、また、対応できて、それに常時関われるほどの人員はいないわけでありまして。また、住民の方がどのくらいフェイスブックを利用しているかわからない状況であります。村のホームページでも、書き込みなどいろいろありますが、住民がどのくらいの利用をしているかわからない状況でありますので、当面は村のホームページを移行することは、まだ考えておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） 運営会社の都合でサーバーが停止するということが回答いただきました。今の扱っているプロバイダーとどう違うのか、その辺の違いも確認したいのと、あとデメリットで、行政情報が閲覧しづらくなるという話がありましたけれども、こういったことが閲覧しにくくなるんでしょうか。

議長（三浦利雄君） 企画課長。

企画課長（渡辺重夫君） サーバーが停止することというのは、フェイスブック、その会社のほうで、本当にまれにですけれども、

会社の状況によって一方的にサーバーが停止するというような状況も聞いておりましたから、こういう文言もつけてあります。

それから、ホームページが閲覧しづらくなるということなど、それもフェイスブックからの、確かにほかの自治体なんかでやっているところを見ましても、今何をやっているかの情報は素早く送られるわけですけれども、住民が手続等で本当に必要としているようなものは今のホームページのやり方のほうがやりやすいというようなことで、やっぱりフェイスブックとホームページ、二本立てもやって、ちょっと賄っているような、その点もあるもんで、とりあえずはこういった閲覧のメニューについてはホームページのほうがよろしいではないかというのも考えております。

議長（三浦利雄君） 6番 渡邊政司君。

6番（渡邊政司君） メリットもご理解していただいているようですので、メリット、デメリットを相対的に評価していただいて、今後の検討課題として、また再度検討していただけるようお願いいたします。

議長（三浦利雄君） これにて、渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、全国瞬時警報システムについての質問を許します。2番 小林昭一君。

2番（小林昭一君） 2番 小林昭一。

全国瞬時警報システムについてお尋ねをいたします。

全国の市町村で整備している大地震や武力による攻撃などがあつた際に国から直接情報が流れてくる全国瞬時警報システムですが、受信の不具合から、本年度、総務省消防庁主導により全国的な訓練が行われています。このような中、山梨県では早川町と当村のみ全国瞬時警報システムを手動において防災行政無

線で流すこととなっており、早川町は自動起動で流すようにするとの情報もあります。

人が立ってられないような大規模地震では、操作を行うこと自体が困難であると思われませんが、村としての今後の対応をお聞かせください。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林昭一議員の質問にお答えします。

今、使用している防災行政無線機は、平成13年度に約5,000万円の費用をかけ設置したのですが、型式が古く、平成22年度に設置した全国瞬時警報システム、通称J-ALERTと連携した自動起動ができない仕組みとなっております。

現在、手動起動による訓練では問題なく運用できますが、有事を想定すると、職員が介することなく自動的に起動するシステムのほうがリスクを回避できるため、防災行政無線機の更新は喫緊の課題であると認識しております。災害時においては、避難や災害等の情報発信は可能な限り迅速に住民への周知をすることが望まれますが、防災行政無線の更新には約7,000万円の多額な費用がかかります。このすべてを一般財源で賄うことは大変困難であり、現在有利な補助金、地方債を検討しております。

また、自民党の政策においても、防災情報基盤整備においては多額の補助を見込むような報道も一部されておりますので、今後活用できる財源を検討して、できるだけ早急に整備していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 続いて、道の駅なるさわの活性化についての質問を許します。2番 小林昭一君。

2番（小林昭一君） 道の駅なるさわの活性化について、村長に質

問をいたします。

道の駅なるさわは、建設時より老朽化も進み、施設に使い勝手に不便が感じられるところが数々あると聞いています。新内閣に期待感があるとはいえ、景気低迷の中、攻めの行為としてのさらなる集客のため、施設並びに周辺施設等リニューアルをと考えますが、村長のお考えを教えてください。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林昭一議員の質問にお答えいたします。

道の駅なるさわの物産館や軽食堂などは、平成7年、富士山博物館及びフジエポックホールは平成9年に竣工し、かなりの年数が経過し、老朽化も進んでおります。平成22年に道の駅トイレの屋根を含めたリニューアルと富士山博物館の空調、屋根、壁の大改修を行ったところでもあります。また、個々の修繕箇所については、毎年度修繕費を予算計上して対応しておりますが、リニューアルというような大規模改修となりますと、先ほどの軽食堂の件と同様、多額の費用を伴うため、補助金等を活用し対応を考えていかなければならないと考えております。

また、スペースの問題等もありますので、指定管理者と相談しながら、まずは現状でできる範囲の修理や改善等を対応していきたいと思っております。

以上で答弁といたします。

議長（三浦利雄君） 続いて、小学校プールの耐震化についての質問を許します。2番 小林昭一君。

2番（小林昭一君） 小学校の耐震化についてお尋ねをいたします。

小学校プールについてですが、ガラス屋根及び側面ガラスの破損によって、施設使用中の子どもたちが重大なけがを負うかもしれないことに対し、非常に心配しております。もし事故が起こった場合は、命の危険性すらあります。全国地震動予測地図

も大改定され、30年以内に震度6弱以上の確率値が公表されています。当村の値は公表は余りされておりませんが、近隣ではほとんど60%以上というところが結構多いです。

当村も安心して教育を受けられる環境づくりのために、ぜひとも施設の改修を行っていただきたいと考えておりますが、村当局の考えを教えてください。よろしくお願いします。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林昭一議員の質問にお答えいたします。

ただいまの小学校のプールの件ですが、あのプールは、平成6年に上屋と一緒に竣工しました。それから18年たっているわけですが、施工は井出工業が施工でありました。それで、様子を伺うのにも、井出工業はありませんから、設計監理していただいたブレンズ設計の当時の担当者から話を伺いましたが、プールのガラスは網入りのガラスで、富士吉田市の小学校や市内の温水プールも同じものを使用している、また、全国的にも同じものを使用しているが、特に対応は伺っていない。また、ガラスが落ちてきたという話は、事例としては聞いていない。

より強い地震が来れば、絶対安心とはいえないと思いますが、割れる可能性はあるけれども、粉々になって落下することはまず考えられないだろうということです。

それと、この井出工業で施工ですが、ガラスは、調べたところ日本造形で施工しておりました。またその施工が雨漏りがあったというようなことだと思いますが、平成8年11月に三菱農機という会社でメッシュやパテを補強してあります。そのようなことを勘案しますと、あの上屋がつぶれるということは考えられませんので、枠か何かで一斉に落ちるといったようなことはないかと思われまます。

以上の点を判断しますと、網入りのガラスをポリカーボネイト

にかえるのが一番なのですが、これには約3倍の金額がかかるということ。また、衝撃には強いけれども、熱には弱いという弱点もあります。こんなことから、中にネットを張るという案もあろうかと思われまますので、この点を議員の皆さんと一緒に研究、ご指導願えればと考えております。

質問の答弁にはなりませんけれども、そんなことで答弁とさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 2番 小林昭一君。

2番（小林昭一君） ガラスについてですけれども、網入りガラスで施工してあるということのようですが、部分的にはそういうガラスでないところもあるようで、その辺がどういう形なのかということもちょっとわからないところがあるような気がします。

それから、平成8年11月にメッシュガラスを取りかえたり、パテで補強したりとかという工事をしていただいたということでしたけれども、大分年数がたっておりますので、もう一度予算等をとっていただきながら、現地確認をしていただければというふうに思います。

以上で終わります。

議長（三浦利雄君） これにて、小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、公共施設屋根に太陽光発電をについての質問を許します。

3番 小林利雄君。

3番（小林利雄君） 3番 小林利雄。

公共施設屋根に太陽光発電設備の設置について、村長にお伺いいたします。

山日新聞によると、ソフトバンクグループが一般住宅の屋根を借りて太陽光発電する事業を始めるとのことです。来年3月3

1日までに1,000棟を募集し、設置費用はソフトバンクが出し、発電した電気はソフトバンクが電力会社に売り、電力収入の15%程度を家庭に支払う。20年の契約期間満了後はパネルは無償譲渡する。

衆議院選挙でも脱原発、再生可能エネルギー発電が話題になりました。鳴沢村の野生キノコはセシウムが多く、販売禁止になり、原発事故から遠い鳴沢村でも影響がありました。自然環境を守る観点からも、太陽光発電を多く設置する必要があると思うが、村長の考えをお伺いいたします。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林利雄議員の質問にお答えいたします。

公共施設の屋根に太陽光発電を設置してはどうかというご質問だと理解しておりますが、平成23年度に補助金を活用し、小学校の屋根に太陽光発電設備を設置いたしました。これは、小学校の児童に環境教育の一環として整備したもので、発電はもとより使用量をモニターで見たり、自然エネルギー等の学習に役立っております。また、併せて小学校の屋根の修繕を図ったものです。

このほか、村の補助金交付要綱には、一般住宅用のソーラー発電システムを設置した場合、設置費用の2分の1で限度額10万円の補助金を交付しておりますが、平成22年度には7基、平成23年度には10基となっております。

さて、今後、自然環境を守る観点からも、公共施設の屋根に太陽光発電の設置をという質問ですが、役場、総合センターや体育施設等が該当するものと考えられますが、施設が古くなり、屋根の修繕が必要となった場合や新規の公共施設を整備する場合には検討する必要があるかと考えております。

また、現在、村では中山間地域総合整備事業や河口湖南中学校

の新築工事などの工事が執行されており、負担支出も予定しておりますので、現時点では公共施設に太陽光発電の設置の予定はありませんが、一般家庭用のソーラー発電システムの設置件数が増加傾向にありますので、その予算措置を充実してまいりたいと考えております。

以上で質問に答えさせていただきます。

議長（三浦利雄君） 3番 小林利雄君。

3番（小林利雄君） 再生可能エネルギーは太陽光発電だけではありません。鳴沢村の87%は森林です。木材チップ等を利用したエネルギーの利用方法も検討してください。

以上で私の質問は終わります。

議長（三浦利雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） ただいま小林利雄議員の自然エネルギーという意見もありますので、ぜひ個人でそういう有効な活用を図っていただければと思っております。また、共有地等もあるわけですので、そういう有効な土地利用をぜひ考えてもらいたいと思っております。

また、議員の皆様にはいろいろな質問の中で、住民の要望、施設の老朽化による安全面など、たくさん貴重なご意見、ありがとうございます。全員協議会でも申し上げましたが、議員の皆様から、こういう交付金、こういう補助金が何かに使えないかというようなぜひご提言、ご支援をできればお願いしたいと考えております。

以上をもって皆様方の一般質問の答えとさせていただきますと思っております。

ありがとうございました。

議長（三浦利雄君） 以上で一般質問を終わります。

◎日程第10 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（三浦利雄君） 日程第10、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長、鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長から、会議規則第71条第1項の規定により閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、平成24年第4回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後4時59分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年12月27日

議会議長

署名議員

署名議員